

まちづくりのルールブック「北見市まちづくり基本条例」について

北見市企画財政部企画課長 山田 孝雄

1. はじめに

2. 条例の概要

まちづくり条例とは

- ・ 国に憲法があるように、「自治体の憲法」となるもの。最高規範。
- ・ 北見のまちづくりを進めるうえでの基本的な考え方やルールを定めたもの。
- ・ いわゆるまちづくりの「ルールブック」となるもの。
- ・ 条例は理念条例で、具体は他の条例や規則等に委ねる。

まちづくり条例がなぜ必要か

- ・ 少子高齢化、人口減少、財政危機、地域経済縮小の中で、自律的なまちづくりが急務。
- ・ 地方分権、地域主権の流れが加速し、自らの地域のことは、自らが責任をもって決めていくという考え方が浸透。
- ・ まちづくりの基本的なルールを定めることで、一貫したまちづくりを担保。

条例策定の経過

- ・ 合併前に1市3町の合併協議の中で「まちづくり条例」の骨子を策定
- ・ 文化、歴史、行政規模、手法のちがいを克服、新市のまちづくり、一体感醸成のため、
H19年6月に市民組織の「まちづくり条例検討市民会議」を立ち上げ、
H22年12月に市議会の議決を経て、施行。（施行まで3年半の歳月）
- ・ 市民会議では、2年3か月で46回の会議を開催し、条例案を検討。

3. 条例の中味（基本理念・基本原則・条例の構成）

基本理念

基本原則（市民参加・協働・情報共有・自治区の連携）

条例の構成（前文・12章40条）

4. これからの取組

- ・ 条例を活かし、市民協働で「北見の自治の形」をつくります……………